

**長野県告示第328号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年7月28日

長野県知事 田中康夫

**1 指定居宅サービス事業者**

## (1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問介護事業所メディカルタウン	長野市大字鶴賀権堂町1448番地7 メディカル権堂II 201号室	平成17年7月16日

## (2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
通所介護フランセーズ悠パワリハセンター	長野市吉田四丁目19番3号	平成17年7月16日
桜の園デイサービスセンター	長野市桜新町724番地4	" "

## (3) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
特別養護老人ホームエーデルこまがね	駒ヶ根市赤穂14421番地1	平成17年7月16日
あい愛ケアセンター	木曽郡上松町大字小川2050番地5	" "
短期入所生活介護フランセーズ悠よしだ	長野市吉田四丁目19番3号	" "

**2 指定居宅介護支援事業者**

事業所の名称	所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所メディカルタウン	長野市大字鶴賀権堂町1448番地14	平成17年7月16日

高齢福祉課

**長野県告示第329号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関から、その指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年7月28日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	辞退年月日 辞退の効力 発生年月日
まんてん薬局	小諸市甲3358-7	17. 3.15
大手薬局	諏訪市大手1-16-6	17. 3.31
長野県救急センター	松本市旭2丁目11-30	17. 3.31
たまご薬局	松本市松原42-13 アップルランド寿店内	17. 3.31
溝口医院	諏訪郡下諏訪町6273	17. 4.19
橋本医院	上田市舞田1	17. 4.30
荒井薬局	埴科郡坂城町中之条787-1	17. 4.30
二の丸薬局	上田市中央西1-3-37	17. 5.31
カサイ薬局	上水内郡中条村大字中条2704	17. 5.31

保健予防課

**長野県告示第330号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法に規定する医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年7月28日

長野県知事 田中康夫

指定年月日

名 称	所 在 地	
たまご薬局	松本市松原42-13 アップルランド寿店内	17. 4. 1
溝口医院	諏訪郡下諏訪町6273	17. 4.19
大手薬局	諏訪市大手1-16-6	17. 4.27
あきわ皮膚科	上田市秋和310-15	17. 5. 1
橋本医院	上田市舞田1	17. 5. 1
荒井薬局	埴科郡坂城町中之条897-1	17. 5. 1
メンタルクリニックときた	上田市常入1-1-65	17. 6. 1
二の丸薬局	上田市中央西1丁目3番37号	17. 6. 1
ききょう薬局	塩尻市宗賀1295-4	17. 6. 1
馬場町中島ファミリー薬局	須坂市大字須坂1230-50 須坂ハイランドプラザ内	17. 6. 1

保健予防課

**長野県告示第331号**

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成17年7月28日

長野県知事 田中康夫

第3第1項第10号及び第11号、第4、第5第2項第1号並びに第6第1項及び第2項中「公益森林機能増進パイロット事業、森林管理条件整備事業」を「森林管理条件整備事業、公益森林機能増進パイロット事業、森林整備保全重点地域特別対策事業、公的里山機能強化整備事業」に改める。

別表中

公益森林機能増進パイロット事業	市町村、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者、森林組合、生産森林組合、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又はPFI事業者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 計画調査事業 (2) 間伐事業 (3) 除・間伐事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。
-----------------	--	--------------------------------------

を

公益森林機能増進パイロット事業	市町村、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者、森林組合、生産森林組合、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又はPFI事業者が、水道水源地域その他の知事が別に定める地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 計画調査事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。
-----------------	---	--------------------------------------

	(2) 間伐事業 (3) 除・間伐事業	
森林整備保全重点地域特別対策事業	地方公共団体、森林組合、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した特定非営利活動法人が、長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）第19条第1項の規定により指定された森林整備保全重点地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 除・間伐事業 (2) 機能増進保育事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。
公的里山機能強化整備事業	地方公共団体、森林組合、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した特定非営利活動法人が、里山の森林その他の知事が別に定める地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 除・間伐事業 (2) 機能増進保育事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。

に改める。

森林保全課

**長野県告示第332号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次とおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称  
信濃川水系 一級河川 梶津東川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年7月28日
- 3 廃川敷地等の位置  
東御市梶津字砂田1198-1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 27.65平方メートル
- 5 河川法施行令（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**河 川 課**

**長野県告示第333号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次とおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称  
信濃川水系 一級河川 金原川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年7月28日
- 3 廃川敷地等の位置  
東御市和字野行田7994-12地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 86.78平方メートル
- 5 河川法施行令（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**河 川 課**

**長野県告示第334号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次とおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称  
信濃川水系 一級河川 求女川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年7月28日
- 3 廃川敷地等の位置  
東御市梶津字細田1847-13地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 229.02平方メートル
- 5 河川法施行令（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**河 川 課**

**長野県告示第335号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次とおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成17年7月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称  
天竜川水系 一級河川 阿久川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年7月28日
- 3 廃川敷地等の位置  
諏訪郡原村11845-3番地先から諏訪郡原村9923番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 2,057.71平方メートル
- 5 河川法施行令（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

**河 川 課**